

意見書案第1号

日本政府に核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月8日

提出者	甲賀市議会議員	西	山	実
賛成者	同	山	岡	光 広
同	同	岡	田	重 美

甲賀市議会議長 田 中 喜 克 殿

日本政府に核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書

2021年1月22日国連において核兵器禁止条約が発効した。「ふたたび被爆者をつくってはならない」と、長年発信してきた被爆者の方々の訴えが大きな波となり、国際社会を動かし、人類の歴史で初めて核兵器を違法とする国際法が確立した。

核兵器禁止条約は、核保有国や、「核の傘」の下にある国も条約に参加できることが明記されており、門戸を広く開いている。

国内では、世論調査で7割を超える国民が同条約への参加を求め、地方議会による条約参加の意見書は600を超えている。ところが、日本政府は、唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約を批准していない。「核兵器のない世界」をめざす世界の大きな流れのなかで日本政府の動向が注目されている。

核兵器のない世界を実現するためには、この条約に核保有国やその同盟国をはじめ、多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要である。ノルウェーに続き、11月にはNATO（北大西洋条約機構）主要国のドイツが、締約国会議へのオブザーバー参加を表明した。

日本政府は、核保有国と核非保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成できる立場にある。

核兵器禁止条約への署名・批准を求めるとともに、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界をリードするためにも、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣
総務大臣

意見書案第2号

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書の提出について
別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月8日

提出者	甲賀市議会議員	岡	田	重	美
賛成者	同	山	岡	光	広
同	同	西	山		実

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に、月額100万円を受けている。その趣旨は、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と、国会法に規定されている。

「日割り支給」の規定はなく、領収書の添付や使途の報告も免除されており、目的外使用への罰則も設けられていない。

現在、インターネットの普及など、制度創設時から状況が大きく変化していること等をふまえるならば、制度の目的、金額の根拠、経費の内容などを検討し直す必要がある。

また、国会議員関係政治団体においては、2009年から、少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の領収書の開示も義務づけられているところである。文書通信交通滞在費についても、そもそも源泉が税金であることに鑑みれば、国権の最高機関を構成する国会議員として、国民から誤解や疑念を持たれぬように、早急にこの使途報告と領収書の提出を義務づけるとともに、これら報告について公開し、国民への説明責任を果たすべく、国会で議論し、環境整備を行うことが求められる。

よって、文書通信交通滞在費について、現在議論の行われている「日割り支給」に加え、その目的・金額や公表のルールなどについての国民の納得のいく制度の抜本的見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣

意見書案第3号

新型コロナ患者等を受け入れるための病床確保補助の継続を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月8日

提出者	甲賀市議会議員	山岡光広
賛成者	同	西村慧

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

新型コロナ患者等を受け入れるための病床確保補助の継続を求める意見書

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」の感染拡大は、依然として深刻な状況である。異常なまでの感染拡大は、県民のいのちと暮らしに大きな影響をおよぼしている。

感染拡大に伴い滋賀県の確保病床の占有率は7割を超え、医療機関によっては一般医療にも影響をおよぼしかねない状況である。必要な病床数を確保すること、感染者を自宅療養・待機とさせないことが必要である。その点で公立医療機関の役割は重要である。新型コロナウイルス感染症への対応として医療提供体制を整備するために、入院病床確保支援事業が講じられているが、この補助金は「今年度末」までとなっており、4月以降はどうなるのか決まっていない状況である。感染状況が依然として広がるなか、コロナ感染拡大を抑えるための緊急対策と感染者等の入院病床確保など医療体制の整備は一体で進めるべきである。そこで次の点を強く求めるものである。

- 1 新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業は、令和4年度以降も継続するよう求める。
- 2 未だに昨年9月以降の補助金交付が遅れているのは極めて問題である。補助金交付の遅れは、病院の経営を圧迫する。早急の交付を求める。特に公立医療機関は会計上も3月末までに申請額全額を交付すること。
- 3 1月以降の病床確保補助金について「一部をコロナ感染症対応を行う医療従事者の処遇改善にあてる」ことが義務化をしたが、入院を必要とする患者に即応する病床数を確保するための補助金と医療従事者の処遇改善を図ることとは別で対応するべき。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣

厚生労働大臣 あて

財務大臣

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

意見書案第4号

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月8日

提出者	甲賀市議会議員	堀	郁子
賛成者	同	田中	將之
同	同	木村	眞雄

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取り組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、すべての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

そこで政府に対して、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について下記のとおり特段の取り組みを求める。

記

(1) 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、すべての住民が「かかりつけの医師」に繋がれるための取り組みを強化すること。

(2) 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取り組みを強化すること。

(3) 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護および看護分野における人材不足の解消に資する ICT 技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上での人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

(4) 地域住民の安全で安心な移動のために

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成 29 年度より全国 18 箇所を実施してき

た。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣

地方創生担当大臣 あて

デジタル大臣

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

デジタル田園都市国家構想担当大臣

意見書案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書の提出について

別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月8日

提出者	甲賀市議会議員	木	村	眞	雄
賛成者	同	田	中	將	之
同	同	堀		郁	子

甲賀市議会議長 田中喜克 殿

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、下記の事項に対して特段の配慮を求める。

記

- (1) 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- (2) 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- (3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

甲賀市議会議長 田 中 喜 克

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて